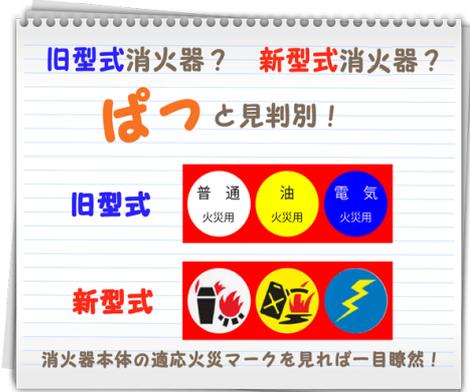


消火器の型式失効について

— 消火器の表示内容が変更されました —



近年、消火器の破裂事故が発生していますが、原因は、管理不十分により消火器が腐食されたためとされています。適切な管理を、促すため、平成 23 年 1 月 1 日から消火器の表示内容に「安全上の注意事項」、「標準的な使用期限」等が追加されました。



○消火器の型式失効

消火器は総務省令で定める規格に適合し、型式承認されたものでなければ、販売することや、設置することはできません。

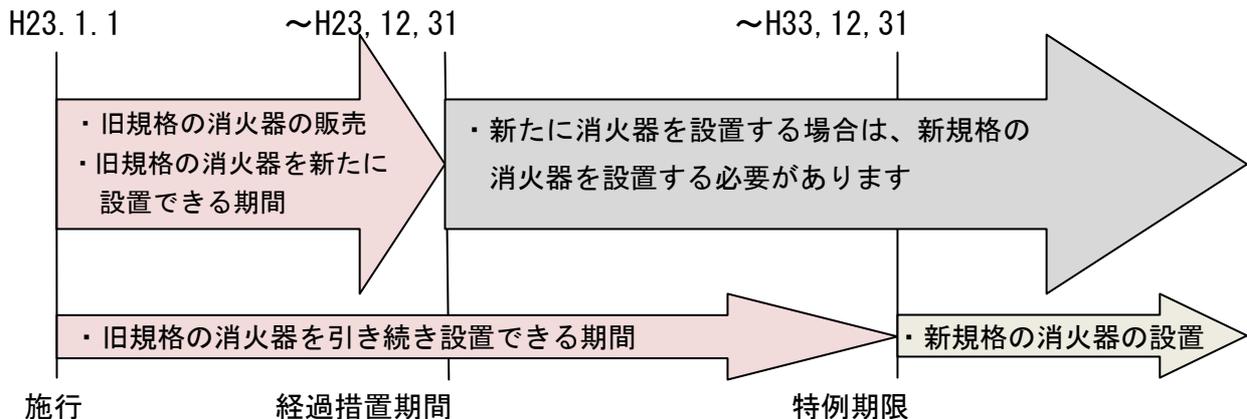
今回、この規格（表示内容）が変更されたことで、平成 24 年 1 月 1 日以降は新規格に適合した消火器しか販売、設置することができません。

※既設の消火器の特例

平成 23 年 12 月 31 日までに設置されている旧規格の消火器も、機能に異常がないものは、平成 33 年 12 月 31 日までの間、引き続き設置しておくことができます。

○旧規格の設置期限等

旧規格の消火器の設置期限は、次のとおりです。



○点検基準の改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）

- ・製造年から 10 年経過したものは耐圧性能の点検が必要となります。
- ・施行時、10 年を経過しているものは 3 年以内に耐圧試験が必要となりました。
- ・初回の機能点検の時期について、加圧式は 3 年のまま、蓄圧式は 5 年に延長されました。